

令和7年12月25日招集

## 第12回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

---

令和7年第12回狭山市農業委員会総会

---

令和7年12月25日(木曜日) 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
  - (1) 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積等促進計画(案)について
  - (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (3) 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 協議及び報告事項
  - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
  - (2) その他
- 5 閉会 午後4時

---

本日の出席農業委員 14名

1番 浅見誠次	2番 落合房子	3番 渡邊隆夫
4番 増田棟順	5番 堀口一男	6番 齋藤栄一
7番 森田依見子	8番 仲川知範	9番 室岡芳浩
10番 清水芳則	11番 大野博文	12番 下村辰次
13番 安藤千鶴	14番 増田茂	

本日の出席推進委員 8名

甲 田善徳	橋本貴男	奥富一利	筋野克典
内 田博樹	片岡弘幸	久保田芳彦	高橋弘樹

---

職務のため出席した事務局職員

局長 渡邊雅彦 主任 加藤信二 主事 七字涼太

---

事務局	<p>定刻になりましたので、これより令和7年第12回狭山市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>先ずは、資料のご確認をお願いします。</p> <p>本日の配付資料ですが、運営委員会にて配付しました</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総会議案書 議案第1号 農用地利用集積等促進計画について</li> <li style="padding-left: 2em;">議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について</li> <li style="padding-left: 2em;">議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1 議案図面資料（議案第2号、3号関係）</li> <li>・資料2 報告第1号 農地法第3条の規定による届出について</li> <li style="padding-left: 2em;">報告第2号 農地法第4条の規定による届出について</li> <li style="padding-left: 2em;">報告第3号 農地法第5条の規定による届出について</li> <li style="padding-left: 2em;">報告第4号 公共事業の施工に伴う一時転用に係る届出について</li> <li style="padding-left: 2em;">報告第5号 農地法第18条の規定による合意解約通知について</li> <li>・資料3 生産緑地のあっせんについて</li> </ul> <p>となります。</p> <p>以上です。</p>
局長	<p>本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していることを報告いたします。</p> <p>また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。</p> <p>これより第12回狭山市農業委員会総会となりますが、最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。</p>
会長	<p><b>【会長の挨拶】</b></p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	<p>これより、第12回狭山市農業委員会総会を開催します。</p> <p>始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。</p> <p>今回は、議席番号5番 堀口 一男 委員と6番 齋藤 栄一 委員をお願いします。</p> <p>先ずは、第12回総会の概要について事務局から説明してください。</p>

事務局	<p>地区別許可申請等一覧をご覧ください。</p> <p>農用地利用集積等促進計画が、受入単位で堀兼地区30件、その他地区13件の合計43件です。</p> <p>農地法第3条許可申請が、入曽地区2件、堀兼地区1件、柏原地区1件の合計4件です。</p> <p>農地法第5条許可申請が、入曽地区4件、堀兼地区1件、奥富地区2件、柏原地区1件、水富地区1件の合計9件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はじめに、『議案第1号 農用地利用集積等促進計画について』を議題とし、農業振興課からの説明を求めますが、落合委員、森田委員、下村委員におかれましては、同一世帯委員の案件があることから、議事には参加できません。</p> <p>席の都合もありますことから、席の移動は求めません。</p> <p>それでは、説明をお願いします。</p>
農振課	<p><b>【農用地利用集積等促進計画についての説明】</b></p>
議長	<p>説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。</p> <p>質疑ございますか。</p> <p>無いようでしたら、計画について承認するかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。</p> <p>挙手総員です。</p> <p>よって、本件を『承認』します。</p> <p>事務局は、然るべき処理を進めてください。</p> <p>農業振興課は、退室いただいて結構です。</p> <p><b>【農業振興課の退室】</b></p> <p>次に、『農地利用の最適化に係る活動状況について』各地区の推進委員からの報告を求めます。</p> <p>入間川地区の甲田推進委員から順にお願いします。</p>
推進委員	<p>1 入間川地区（甲田推進委員）、2 入曽地区（橋本推進委員）、3 堀兼地区（奥富推進委員、筋野推進委員、内田推進委員）、4 奥富地区（片岡推進委員）、5 柏原地区（久保田推進委員）、6 水富地区（高橋推進委員）</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、『議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について』を議題とし、事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号1番について、ご説明いたします。</p> <p>受人は狭山に在住の方で深谷市の農業法人に務めていたこともあり、深谷市には所有農地がありますが、本市では新規参入となります。渡人は水野に在住の方です。</p> <p>土地の所在は、水野字本堀 他2筆、地目はいずれも畑、地積は合計で2, 087㎡。南小学校の南に位置し、賃貸借権の設定です。</p> <p>本市では、新規参入者への所有権移転は認めておらず、知識・技術等の習得を見極めた後に必要とあれば所有権移転に係る第3条許可申請を提出いただくものとしています。</p> <p>深谷市への農業経営状況調査書によりますと何点かの改善点がありましたが、全て改善されたこと、法人勤務等による一定の知識・技術を有していることから、実績の確認期間は1年で止むなしと考えます。</p> <p>本件におきましては、法第3条第2項第1号における全部耕作要件について、深谷市への農業経営状況調査書等で確認しております。</p> <p>法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、聞き取り及び肥培管理計画から确实と思われまます。</p> <p>また、法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無いものと思われまます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。</p> <p>質疑ございますか。</p> <p>質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。</p> <p>挙手総員です。</p> <p>よって、本件を『許可』します。</p> <p>次に、2番について、事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号2番について、ご説明いたします。</p> <p>受人は水野に法人を設立した株式会社で新規参入です。渡人は南入曾に在住の方です。</p> <p>土地の所在は大字水野字逃水、地目は畑、地積は1, 202㎡のうち266㎡。</p>

事務局	<p>水野児童公園の北に位置し、賃貸借権の設定です。</p> <p>受人が目指す農業品目は、ポットによるブルーベリー栽培で、代表の夫がコンピュータ管理によるポット栽培を手掛けてきた経験があることから、興味を持ったものです。</p> <p>本件におきまして、法第3条第2項第1号における全部耕作要件は新規参入につき所有農地、借入農地はありません。</p> <p>法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、聞き取りと事業計画により確実と思われまます。</p> <p>また、法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無いものと思われまます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>質疑を受け付けます。</p> <p>質疑ございますか。</p> <p>質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。</p> <p>挙手総員です。</p> <p>よって、本件を『許可』します。</p> <p>次に、3番について、事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号3番について、ご説明いたします。</p> <p>受人は堀兼に在住の方で、渡人は大田区に在住の方です。</p> <p>土地の所在は大字堀兼字芳野、地目は畑、地積は459㎡。</p> <p>堀兼みつばさ保育園の西に位置し、所有権の移転です。</p> <p>本件におきまして、法第3条第2項第1号における全部耕作要件について、受人及び世帯員名義の所有農地、借入農地に耕作放棄地はありませんでした。</p> <p>法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、申請書及び事業計画から確実と思われまます。</p> <p>また、法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無いものと思われまます。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。          質疑を受け付けます。          質疑ございますか。          質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。          挙手総員です。          よって、本件を『許可』します。</p> <p>次に、4番について、事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号4番について、ご説明いたします。          受人は柏原に在住の方で、渡人は柏原に在住の方です。          土地の所在は柏原字御所ノ内、地目は畑、地積は1,177㎡。          柏原小学校の北に位置し、所有権の移転です。</p> <p>本件におきまして、法第3条第2項第1号における全部耕作要件について、受人及び世帯員名義の所有農地、借入農地の一部に不耕作地が見受けられましたが、同所は河川区域内の土地であることを確認いたしました。</p> <p>法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、申請書及び事業計画から確実と思われれます。</p> <p>また、法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無いものと思われれます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。          質疑を受け付けます。          質疑ございますか。          質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。          挙手総員です。          よって、本件を『許可』します。</p> <p>次に、『議案第3号 農地法第5条に係る許可申請について』を議題とし、担当委員からの説明を求めます。</p>
委 員	<p>議案第3号1番について、ご説明いたします。</p> <p><b>【1番の図面より説明】</b></p> <p>土地の所在は大字北入曾字堀難井、地目は畑、地積は341㎡です。          本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいいたします。</p>

議 長	<p>説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。</p> <p>質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。</p> <p>次に、2番について、担当委員の説明を求めます。</p>
委 員	<p>議案第3号2番について、ご説明いたします。 【2番の図面より説明】 土地の所在は大字南入曾字北流 他1筆、地目はいずれも畑、地積は合計306.44㎡です。 本件は許可相当判断しましたが、審議をよろしく願います。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。</p> <p>質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。</p> <p>次に、3番について、担当委員の説明を求めます。</p>
委 員	<p>議案第3号3番について、ご説明いたします。 【3番の図面より説明】 土地の所在は大字南入曾字町屋道、地目は畑、地積は合計397㎡です。 本件は許可相当判断しましたが、審議をよろしく願います。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。</p> <p>質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。</p> <p>次に、4番について、担当委員の説明を求めます。</p>

委員	<p>議案第3号4番について、ご説明いたします。</p> <p><b>【4番の図面より説明】</b></p> <p>土地の所在は大字南入曾字町屋道、地目は畑、地積は合計301㎡です。 本件は許可相当判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。</p> <p>質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。</p> <p>次に、5番について、担当委員の説明を求めます。</p>
委員	<p>議案第3号5番について、ご説明いたします。</p> <p><b>【5番の図面より説明】</b></p> <p>土地の所在は大字加佐志字西裏、地目は畑、地積は合計374㎡です。 本件は許可相当判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。</p> <p>質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。</p> <p>次に、6番について、担当委員の説明を求めます。</p>
委員	<p>議案第3号6番について、ご説明いたします。</p> <p><b>【6番の図面より説明】</b></p> <p>土地の所在は大字上奥富字大ヶ谷戸、地目は田、地積は合計318㎡です。 本件は許可相当判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。</p> <p>質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。</p>

議 長	<p>よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。</p> <p>次に、7番について、担当委員の説明を求めます。</p>
委 員	<p>議案第3号7番について、ご説明いたします。</p> <p>【7番の図面より説明】</p> <p>土地の所在は大字下奥富字小袋、地目は畑、地積は合計396㎡です。 本件は許可相当判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。 質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。</p> <p>次に、8番について、担当委員の説明を求めます。</p>
委 員	<p>議案第3号8番について、ご説明いたします。</p> <p>【8番の図面より説明】</p> <p>土地の所在は柏原字上宿、地目は畑、地積は合計192㎡です。 本件は許可相当判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。 質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。</p> <p>次に、9番について、担当委員の説明を求めます。</p>
委 員	<p>議案第3号9番について、ご説明いたします。</p> <p>【9番の図面より説明】</p> <p>土地の所在は笹井一丁目 他2筆、地目はいずれも畑、地積は合計335㎡です。 本件は許可相当判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。議案第3号9番について、ご説明いたします。</p>

議 長	<p>説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。          質疑ございますか。          質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。          挙手総員です。          よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は終了しました。</p> <p>次に、報告事項に移ります。          事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>先ずは、資料3の報告第1号をご覧ください。          農地法第3条の3の規定による届出は、14件83筆、地目及び地積は、田が10,695.30㎡、畑が46,404㎡です。          原因は全て相続によるものです。          また、あっせんの希望につきましてはございません。</p> <p>次に、報告第2号をご覧ください。          農地法第4条の規定による届出は、1件1筆、地目及び地積は畑が366㎡です。          転用目的は、駐車場敷地です。</p> <p>次に、報告第3号をご覧ください。          農地法第5条の規定による届出は、5件8筆、地目及び地積は田が153㎡、畑が3,006.05㎡です。          転用目的は、道路敷地が1件、共同住宅敷地が1件、住宅敷地が2件、敷地拡張が1件です。</p> <p>次に、報告第4号をご覧ください。          事業計画者は、川越県土整備事務所。          事業計画地は、大字南入曾字屋敷裏の一部、地目は畑、地籍は617㎡のうち300㎡。          転用目的は、公共工事に伴う資材置場で、令和7年12月9日から翌3月9日までを予定しております。</p> <p>次に、報告第5号をご覧ください。          受人は中新田に拠点を置く株式会社、渡人は中新田に在住の方。          所在地は、大字中新田字野、地目は畑、地籍は1,014㎡。          本貸借は利用権設定により、令和3年9月1日から令和8年8月31日まで使用貸借権が設定されていましたが、令和7年11月10日に合意解約が成立したものです。</p>

事務局	<p>次に資料3、『生産緑地のあっせんについて』をご覧ください。</p> <p>今回のあっせん生産緑地は、広瀬1丁目 他2筆、地目はいずれも田、地籍は合計で2, 591㎡。買取り希望価格は、6千万円です。</p> <p>興味のある方がいらっしゃいましたら、事務局までご一報ください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>質疑ございますか。</p> <p>質疑はないようです。</p> <p>その他、委員から何かありますか。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
議長	<p>他にありますか。</p> <p>無いようですので、これもちまして第12回狭山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>

狭山市農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、ここに署名する。

令和7年12月25日

会 長 浅 見 誠 次

-----

署名委員 堀 口 一 男

-----

署名委員 齋 藤 栄 一

-----